

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

- ◆ 告 示
 - 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱の一部改正
 - 土地改良区の定款の変更の認可
 - 土地改良事業計画等の変更の適否の決定
 - 土地改良事業計画の適否の決定(五件)
 - 土地改良事業の認可
 - 公有水面の埋立ての免許
 - 鳥取県立大山青年の家の使用料の徴収事務の委託
- ◆ 公安告示
 - 風俗営業等取締法による聴聞
- ◆ 人委規則
 - 鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
 - 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
 - 人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則
- ◆ 人委告示
 - 職員団体等の規約の認証の申請等の届出に関する書面の様式
- ◆ 公 告
 - 准看護婦試験の実施

告 示

鳥取県告示第一号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱(昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百六十一号)の一部を次のように改正する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

別記様式第一号の記の2の(注)の表を次のように改める。

区 分	被害農林漁業者等への貸付利率(年%)	補 助 割 合 (年%)				
		国	県	市町村	計	
昭和47年6月及び7月の豪雨等の資金の場合	経営資金 3.0以内の場合	8.9	1.4	0.7	6.0	
昭和48年6月下旬から9月上旬までの期間内における長期にわたる干ばつの資金の場合	経営資金 3.0以内の場合	8.575	1.282	0.643	5.5	
昭和50年5月21日から6月9日までの間の降ひょう及び昭和51年5月6日から6	経営資金 5.2以内の場合	6.2以内の場合	1.65	1.1	0.55	3.3
		2.15以内の場合	2.15	1.43	0.72	4.3

月28日までの間の繰りよりの資金の場合	3.0以内の場合	4.225	1.517	0.758	6.5
	昭和53年7月上旬から9月中旬までの間の干ばつ以降の指定天災の資金の場合	6.05以内の場合	0.975	0.650	0.325
整理資金5.05以内の場合	3.0以内の場合	1.475	0.988	0.492	2.95
	事業資金6.05以内の場合	8.250	1.167	0.588	5.0
		0.475	0.317	0.158	0.95

鳥取県告示第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、舍人土地改良区の定款の変更を昭和五十三年十二月二十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三号

昭和五十三年十月十八日付けで東伯郡東伯町大字大杉六二〇番地米田茂外七十七人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条の二第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四号

昭和五十三年十月三十日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（来日田地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五号

昭和五十三年九月十八日付けで福部村から申請のあつた土地改良（西海土地区農道整備事業、ほ場整備事業及び農地開発事業を一体とした）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六号

昭和五十三年十二月十一日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（野田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

昭和五十三年十二月八日付けで米子市から申請のあつた土地改良（福万地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

昭和五十三年十月二十三日付けで泊村から申請のあつた土地改良(原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(吉田第二地区農地造成)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十三年十二月二十七日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

田後港港湾管理者 鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三 鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

ア 一工区

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二タ股三、一九一番二地先の公有水

面

イ 二工区

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二タ股三、一八九番一―地先の公有

水面

(二) 区域

ア 一工区

①の地点から②の地点を通り③の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位(D・L+〇・三八七メートル。以下同じ。)における公有水面と陸地との境界線、③の地点から④の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と防波堤との境界線及び①の地点と④の地点とを直線で結ぶ線により囲まれた区域。ただし、A島(㉔)の地点(松島燈台(北緯三五度三五分三四秒〇六東経一三四度一分〇八秒六九)から一七六度四三分四六秒二六四・〇メートルの地点)から、②の地点(松島燈台から一七八度四九分五二秒二五九・五メートルの地点を)通り㉕の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域)を除く。

①の地点 松島燈台から一七三度二三分二六秒二六九・〇メートルの地点

②の地点 松島燈台から一八一度五六分五三秒二九一・五メートルの地点

③の地点 松島燈台から一九〇度三〇分三秒二四〇・〇メートルの地点

ルの地点

④の地点 松島燈台から一九〇度五六分〇五秒二二八・五メートル

ルの地点

イ 二工区

⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ昭和五十二年六月一日付鳥取県指令受河第三百四十三号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線、⑥の地点から⑦、⑧の地点を通り⑨の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と第六防波堤との境界線、⑨の地点から⑩、⑪の地点を通り⑫の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑫の地点と⑬の地点を結ぶ一九七八年の秋分の満潮位における公有水面と第六防波堤との境界線、⑬の地点から⑭の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑤の地点と⑭の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

⑤の地点 松島燈台から一四五度三〇分〇〇秒四六二・〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から七五度〇三分一七秒六・〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一六五度〇三分一七秒二〇・五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一九八度〇三分〇八秒一・八メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二三六度〇八分〇五秒二四・〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二五六度四四分五五秒五・三メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二三四度二二分一八秒五・四メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二一三度三六分四〇秒三・二メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二三六度〇八分〇五秒六・八メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三二六度〇八分〇五秒二・八メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から五六度〇八分〇五秒四〇・〇メートルの地点

(三) 面積

ア 一工区

二、三六九・五八平方メートル

イ 二工区

二二七・九九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

ア 一工区

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二タ股三、一九一番二地先の陸域及

び公有水面

イ 二工区

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二タ股三、一八九番一一地先の陸域

及び公有水面
(二) 区域

ア 一工区

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 松島燈台から一九二度〇七分五五秒二一九・五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三〇度〇三分一九秒三六・〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二二〇度〇三分一九秒一一〇・五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二二〇度〇三分一九秒四〇・〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三〇〇度〇三分一九秒八・〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二二〇度〇三分一九秒二四・八メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二七四度三六分〇九秒一一・〇メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から二二〇度〇三分一九秒一六・〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三〇三度〇一分〇七秒五〇・〇メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三五三度四四分一一秒九・二メートルの地点

- ④の地点 地点
- ⑤の地点 ④の地点から三四六度四五分五七秒八・三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二七八度一〇分五〇秒一・四メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三四三度四五分五七秒七・六メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二八一度一七分五三秒四・五メートルの地点

イ 二工区

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と⑩の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ⑨の地点 松島燈台から一四四度一〇分三二秒四六一・〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一六五度〇三分一七秒三三・二メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二三六度〇八分〇五秒五二・三メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三二六度〇八分〇五秒二二・五メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三一一度〇八分五六秒三四・五メートルの地点

ロ 面積

ア 一工区

- 七、八四一・七〇平方メートル
- イ 二工区
- 二、六二七・七六平方メートル
- 五 埋立地の用途
- 一工区
- ブロック製作及びケーソン用資材ストックヤード
- 二工区
- 公共ふ頭用地

鳥取県告示第十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、鳥取県立大山青年の家の使用料の徴収の事務を財団法人鳥取県教育文化財団に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。
昭和五十四年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規

定により告示する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十四年一月二十五日 午前十一時三十分から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市上福原一七九三番地の一 杉山昭夫

人事委員会規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条総務課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 職員団体等の規約の認証に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和四十一年四月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十三号を第三十四号とし、第二十三号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 職員団体等の規約の認証又は認証の取消しを行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和五十四年一月九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和四十一年四月鳥取県人事委員規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄中第十二号を第十三号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 職員団体等の規約の認証

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第四条及び第七条の規定による職員団体等の規約の認証の申請及び変更の届出に関する書面の様式を次のとおり定める。

昭和五十四年一月九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

規約認証申請書

年 月 日

鳥取県人事委員会委員長 殿

団体名

代表者の役職名及び氏名

印

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づき、規約の認証を受けたので、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則第1条の規定による下記事項を記載の上、申請します。

なお、当団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第2条(第3項)に該当する職員団体等であり、(第4項)に該当する職員団体等ではありません。

記

1 団体の名称及び主たる事務所の所在地

名	称	主たる事務所の所在地
		(□□□□□□□□)
		電話(— —)

2 構成団体

(この表は、連合団体には必要とするものです。)

名	称	主たる事務所の所在地	団体の種類	備 考

規約変更届

年月日

鳥取県人事委員会委員長 殿

団体名

代表者の役職名及び氏名

印

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第7条の規定に基づき、
下記のとおり規約の変更を届け出ます。

記

1 規約変更事項

新			旧		
条	項	文	条	項	文

2 規約変更採択証明書

公示日	年月日	構成員数	投票者数
投票日	年月日	投票所	投票者数
連合団体又は全国的規模の団体で代議者制による場合		有権者数	投票者数
開票結果	賛成	票	反対
		票	無効
<p>本団体の規約の変更は、本団体規約第 条の規定に基づき、構成員(代議者)の全員が平等に参加する機会を有する直接、かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。</p> <p>年 月 日 団体名 証明者役職名 及び氏名 印</p>			

3 代議者選出証明書

(この証明書は、連合団体又は全国的規模の団体が、代議者選出制によつて行っている場合にのみ必要とするものです。)

規約変更の採択に参加した代議者は、構成団体、下部組織等ごとに構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接、かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。

年 月 日 団体名 証明者役職名 及び氏名 印

構成団体、下部組織等の名称	投票年月日	投票場所
---------------	-------	------

